

佐賀県棚田地域振興計画

令和2年(2020年)1月9日

第一 棚田地域の振興の目標

佐賀県の棚田地域は、都市部との距離が比較的近いという特徴から、都市部への転出が見られ、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田が増加している。一方で、都市部との交流が行いやすい立地条件にあるため、交流イベントの開催や企業ボランティアの協力等によって棚田の保全を図ったり、インターネットを活用した棚田米の販売や、棚田米を使った酒を地元酒造メーカーと協同で製造・販売を行うことで地域の振興を図っているところもあるなど、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

県においては、棚田地域を含む「山」が、そこに暮らす人々だけでなく、平野部の暮らしを支え、豊かな海を育むなど、すべての人々に恵みをもたらす源流であることから、そこに暮らす人々が安心して長く住み続けられるよう、「山を守る」、「山で営む」、「山の魅力を伝える」の三つの視点で「山(棚田を含む)を大切にす」施策を推進することとしている。

そこで県としては、この「山を大切にす」施策を推進するとともに、この貴重な財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみにとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、本計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を図る。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

現状においては、棚田地域の振興に資する様々な分野の施策が十分に活用されていないため、今後棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図る。

移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントを行っているものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていないという実態がある。都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用するとともに、地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組み、更には、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、そうした者の住居や働き口を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備することにより、棚田の保全等の新たな担い手の確保を推進する。

農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

棚田地域においては、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントが開催されているものの、イベント開催経費や参加者の交通費などが負担となっていることから、そうした負担の軽減を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

棚田景観の保護・活用に資する施策

県内の棚田地域は、美しい景観を呈しており、中には重要文化的景観に選定されるなど、文化財としても貴重な価値を有している。一方、電柱や屋外広告物などが棚田の景観を阻害しているという声も聞くところであり、棚田景観を保護・活用するための施策の活用を図る。

農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、棚田の荒廃化が年々進んでいることから、中山間地域等直接支払制度をはじめとした、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、担い手づくりや農地集積に資する施策を通じて、農作業の効率化を図っていく。さらに、棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図る。

国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

東西松浦地域は地すべりがおこりやすい地域であり、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域のネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状があることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手作りに資する施策の活用を図る。また、観光の促進に向け、棚田の周辺において、トイレや駐車場、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空き家の利活用、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するとともに、観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における環境保全型農業の取組や自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、深刻な鳥獣被害を抱え込んでいる地域があることから、侵入防止柵やわなの設

置等の鳥獣対策を実施するとともに、捕獲したイノシシのジビエとしての利活用等を推進する。

佐賀県においては、各府省庁の制度や仕組みについて十分に情報収集・把握し、その積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町や協議会等に対して徹底した情報提供を行う。

2 佐賀県独自の支援施策

(1) それぞれの中山間チャレンジ事業

中山間地域のそれぞれの集落や産地が主体的に行う課題の抽出や解決策の検討、及び目標の実現に向けた取組に対して、関係機関が一体となって支援することにより、農業・農地の維持や農業所得の向上を図る。

(2) さがの元気な中山間地域づくり対策

中山間地域における特色を活かした様々な取組を農林業関係の各種支援事業等で後押しすることにより、佐賀の元気な中山間地域づくりを推進する。

(3) 佐賀県中山間ふるさと・水と土保全対策基金

平成30年度(2018年度)における佐賀県中山間ふるさと水と土保全対策基金のうち棚田に関するもの(以下「棚田基金」という。)の活用実績は、11,704千円(基金元本の2%)であり、前年度に比べ0.2ポイント増加しているものの、適正事業費(3%)を下回っていることから、今後その積極的な活用によって棚田等の保全及び棚田地域の振興を行う。

また、市町が指定棚田地域振興協議会を組織する際には、県が同協議会に参加できるよう、市町と調整を図る。

(4) さが棚田ネットワーク

平成15年(2003年)に、県内の市町と棚田地域の代表、佐賀県土地改良事業団体連合会により「さが棚田ネットワーク」を設立し、棚田に関する情報提供や多面的機能の紹介、各棚田地域で開催される都市農村交流イベントの情報などホームページやSNS等によって情報発信している。今後も交流人口の増加に向けて各種媒体を活用しながら、棚田ファンへの情報提供を図る。

(5) 棚田カード

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田のもつ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、棚田カードの作成・配布を推進する。

令和元年(2019年)度現在、県内2地区において棚田カードを作成・配布しており、今後は令和2年(2020年)度までに佐賀県の主要な棚田12地区において棚田カードを作成・配布することとし、その実施にあたっては、それぞれの地区の特色を生かした棚田カードの内容、配布方法の工夫に努める。

(6) 棚田ボランティア活動

佐賀県では、棚田と企業とのマッチングに取り組んでおり、令和元年（2019年）時点において、計32社の企業・団体がCSR活動の一環として棚田の保全活動に取り組んでいる。今後も、棚田と企業等のマッチングを進めることで、棚田の保全、棚田地域の振興を図る。

(7) その他関連取組

- ・中山間地・離島・県境振興対策本部
- ・地域の“たから”をつなぐ事業
- ・くらしのモビリティ確保推進事業
- ・農村ビジネス関係事業
- ・森川海人プロジェクト 等

3 県における推進体制

(1) 佐賀県棚田地域振興連絡会議の設置

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地方創生、農林、観光、文化、教育、環境等の部局の職員から構成される佐賀県棚田地域振興連絡会議を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図る。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林水産部農山漁村課が担うこととし、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、県内の棚田地域において横展開を図る。また、県内の棚田地域に関する情報について、国内外に広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

周知については、案内所や道の駅等におけるPRチラシや案内板の設置、県における棚田特設ページの開設、SNSの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行う。

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等の申請に基づき選定する。

- ア 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる

棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと